

電子決済手段関連業務に係る外為法令に関する規則 (20●●年●月●日 制 定)	「電子決済手段関連業務に係る外為法令に関する規則」に関するガイドライン (20●●年●月●日 制 定)
第 1 章 総則	
(目的) 第 1 条 本規則は、協会の第一種会員（電子決済手段）が、支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）、その顧客の支払等に係る電子決済手段の移転、資本取引（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「外為法」という。）第 21 条第 1 項に規定する資本取引をいう。以下同じ。）又は外為法第 24 条第 1 項に規定する特定資本取引（以下総称して「外国為替取引等」という。）を行うに際し、外為法並びに関連する政令、省令及び告示（以下「外為法令」という。）に基づく経済制裁措置等の規制に関し、遵守すべき事項を定めることを目的とする。	第 1 条関係 会員が非居住者との間で行う以下の取引は、外為法第 20 条の 2 の規定により、同法第 20 条に定める資本取引とみなされることに留意すること。 一 居住者と非居住者との間の電子決済手段の管理に関する契約に基づく当該電子決済手段の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引 二 居住者と非居住者との間の電子決済手段の貸借契約又は電子決済手段を移転する義務の保証契約に基づく電子決済手段の移転を求める権利の発生等に係る取引 三 居住者と非居住者との間の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換に関する契約に基づく電子決済手段の移転を求める権利の発生等に係る取引
(リスクベース・アプローチの実施) 第 2 条 第一種会員（電子決済手段）は、自らが行う外為法の適用を受ける外国為替取引等について、経済制裁措置に違反する若しくは違反するおそれのある又は規制に該当することを免れるために偽装された取引等を行うリスク（以下「制裁違反リスク」という。）を適時・適切に特定し分析・評価を行い、その評価結果に基づき、リスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置を講じなければならない。	
(法令等の遵守) 第 3 条 第一種会員（電子決済手段）は、外国為替取引等を行うに当たり、本規則のほか外国為替取引等取扱業者遵守基準（外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和 5 年財務省、経済産業省令第 1 号）で定められる基準をいう。以下同じ。）その他の外為法令及び関連する法令諸規則	

を遵守しなければならない。	
第2章 経済制裁措置に関する確認義務等	
(顧客が行う支払等の確認) 第4条 第一種会員（電子決済手段）は、外為法第17条の4において準用する同法第17条の規定に基づき、その顧客の支払等が、外為法第17条各号に掲げる支払等のいずれにも該当しないこと、又は同条各号に掲げる支払等に該当すると認められる場合には当該各号に定める要件を備えていること（許可を受けていること等）を確認した後でなければ、当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段の移転を行ってはならない。 2 第一種会員（電子決済手段）は、外為法第55条の9の2第3項に基づき、顧客の支払等に係る電子決済手段の移転を行うに際し、当該顧客の支払等が同条第2項第3号に掲げられる以下のいずれかに該当するかどうかを確認するため、外国為替取引等取扱業者遵守基準に従って外国為替取引等を行わなければならない。 (1) 外為法第16条第1項及び第3項の規定に基づき主務大臣の許可を受ける義務が課された支払等 (2) 外為法第16条第5項に規定する支払等（ただし、以下に掲げる取引又は行為に係る支払等に限る。） イ 外為法第55条の9の2第2項第4号に掲げる資本取引及び同項第5号に掲げる特定資本取引 ロ 外国為替令（昭和55年政令第260号）第7条第2号に掲げる役務取引等及び同条第4号に掲げる貨物の輸入 ハ 外為法第27条第3項第3号に掲げる対内直接投資等に該当するものとして同条第1項の規定により届出をする義務が課されたものであって、外国為替令第7条第3号に掲げるもの（外為法第21条第1項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引に当たるものに限る。）	第4条第1項関係 「電子決済手段の移転を行ってはならない」とは、顧客から依頼を受けて電子決済手段を送付する手続を行うことの禁止（仕向側の確認義務）のほか、送付を受けた電子決済手段を顧客が第三者に送付すること等が可能な状態に置くことの禁止（被仕向側の確認義務）を含みます。 また、外為法第17条の4で準用される同法第17条に基づく確認義務の対象は、電子決済手段の移転のうち、次に掲げる支払等のいずれかに係るものに限定されます（外為法第16条の2での電子決済手段等の移転等の定義参照）。すなわち、電子決済手段等取引業者などを介さずに管理されるいわゆるアンホステッド・ウォレットとの間で行う支払等に係る電子決済手段の移転や、②外国で電子決済手段関連業務を営む者であって資金決済法2条13項の外国電子決済手段等取引業者に当たらない者の顧客との間で行う支払等に係る電子決済手段の移転は、確認義務の対象に含まれません。ただし、当該アンホステッド・ウォレットとの間の移転は外為法上の支払等に該当するため、仮に受取人の情報がブロックチェーン分析ツールでブラックリスト・アドレスにヒットした場合、当該移転を会員に依頼した顧客に許可義務が課される可能性があるため、会員は、その旨を当該顧客に案内教示することが望ましい対応となります（送付をしない場合や既に送付が完了した後に受取人の情報等の変更によりブロックチェーン分析ツールでブラックリスト・アドレスにヒットするようになった場合を除く。）。また、外国で電子決済手段関連業務を営む者について、外国で電子決済手段等取引業者に該当するかどうか判断がつかない場合には、保守的に、確認義務の対象に含まれるものとして取り扱うことが望ましい対応となります。 (1) 会員の顧客が次に掲げる者のいずれかとの

	間で行う支払等（本邦から外国へ向けた支払を除く。） イ 当該会員に電子決済手段の管理を委託している当該会員の他の顧客 ロ 他の会員に電子決済手段の管理を委託している当該他の会員の顧客 (2) 会員の顧客が資金決済に関する法律(平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。)第2条第13項に規定する外国電子決済手段等取引業者に電子決済手段の管理を委託している当該外国電子決済手段等取引業者の顧客との間で行う支払等 第4条第2項関係 第4条第2項各号の具体的内容は、以下の告示（その後の改正を含む。）を参照のこと。 （参考 URL： https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/kokuji_h10.htm、 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/houreitiran.html#section4、 https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/index.htm#regulation） (1) 「外為法第16条第1項及び第3項の規定に基づき主務大臣の許可を受ける義務が課された支払等」（第4条第2項第1号。外為法第55条の9の2第2項第1号）：外国為替及び外国貿易法第16条第1項又は第3項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成10年3月大蔵省告示第97号）及び外国為替及び外国貿易法第16条第1項又は第3項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成21年経済産業省告示第229号） (2) 「外為法第16条第5項に規定する支払等(外為法第55条の9の2第2項第4号に掲げる資本取引及び同項第5号に掲げる特定資本取引に係る支払等に係る支払等)」（第4条第2項第2号イ。
--	---

	外国為替令第 18 条の 10 第 2 項第 1 号、①外為法第 21 条第 1 項の規定に基づき財務大臣の許可を受ける義務が課された資本取引及び②同法第 24 条第 1 項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受ける義務が課された特定資本取引に係る支払等)： ①外国為替及び外国貿易法第 21 条第 1 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件(平成 10 年 3 月大蔵省告示第 99 号) 及び②外国為替令第 15 条第 1 項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第 24 条第 1 項の許可を要する特定資本取引(平成 15 年経済産業省告示第 193 号)に係る支払等 (3) 「外為法第 16 条第 5 項に規定する支払等(外国為替令第 7 条第 2 号に掲げる役務取引等に係る支払等)」(第 4 条第 2 項第 2 号ロ前段。外国為替令第 18 条の 10 第 2 項第 2 号前段、外為法第 25 条第 6 項の規定により許可を受ける義務が課された同項に規定する役務取引等に係る支払等)：外国為替令第 18 条第 3 項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件(平成 10 年大蔵省告示第 100 号) 及び外国為替令第 18 条第 3 項の経済産業大臣が指定する役務取引等(平成 22 年経済産業省告示第 93 号)に係る支払等 (4) 「外為法第 16 条第 5 項に規定する支払等(外国為替令第 7 条第 4 号に掲げる貨物の輸入に係る支払等)」(第 4 条第 2 項第 2 号ロ後段。外国為替令第 18 条の 10 第 2 項第 2 号後段)(外国為替令第 7 条第 4 号に掲げる貨物の輸入、外為法第 52 条、輸入貿易管理令第 4 条第 1 項、外国為替令第 6 条第 5 項)：外国為替令第 6 条第 5 項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入(平成 31 年経済産業省告示第 105 号)で指定される輸入以外の輸入(北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入)に係る支払等 (5) 「外為法第 16 条第 5 項に規定する支払等(外
--	---

	為法第 27 条第 3 項第 3 号に掲げる対内直接投資等に該当するものとして同条第 1 項の規定により届出をする義務が課されたものであって、法第 21 条第 1 項の規定により許可を受ける義務が課されている資本取引に相当するものとして外国為替に関する省令（以下「外国為替省令」という。）第 15 条の 2 で定めるもの）」（第 5 条第 2 項第 2 号ハ。外国為替令第 18 条の 10 第 2 項第 3 号、外国為替省令第 15 条の 2、外国為替令第 7 条第 3 号、対内直接投資等に関する政令第 3 条第 2 項第 3 号、対内直接投資等に関する命令第 3 条第 6 項）：外国為替令第 7 条第 3 号に掲げるもの（対内直接投資等に関する命令第 3 条第 6 項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（平成 22 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）に基づき定められた対内直接投資等）であって、かつ外為法第 21 条第 1 項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引（平成 10 年 3 月大蔵省告示第 99 号に基づき指定された資本取引）に当たるもの
（自らが行う支払等及び資本取引等の法令遵守及び確認） 第 5 条 第一種会員（電子決済手段）は、自らが行う支払等及び資本取引等（資本取引及び特定資本取引のことを言う。以下同じ。）について、外為法令において経済制裁措置の規制の対象である場合には、外為法令に基づく所要の要件を備えなければ（許可を受ける等をしなければ）、その支払等及び資本取引等を行ってはならない。 2 第一種会員（電子決済手段）は、外為法第 55 条の 9 の 2 第 3 項に基づき、自らが行う支払等及び資本取引等が以下のいずれかに該当するかどうかを確認するため、外為法令で定められる外国為替取引等取扱業者遵守基準に従って外国為替取引等を行わなければならない。 (1) 外為法第 16 条第 1 項及び第 3 項の規定	第 5 条第 2 項関係 第 5 条第 2 項各号の具体的内容は、以下の告示（その後の改正を含む。）を参照のこと。 (1) 「外為法第 16 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき主務大臣の許可を受ける義務が課された支払等」（第 5 条第 2 項第 1 号。外為法第 55 条の 9 の 2 第 2 項第 1 号）：外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成 10 年 3 月大蔵省告示第 97 号）及び外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成 21 年経済産業省告示第 229 号） (2) 「外為法第 21 条第 1 項の規定に基づき財務大臣の許可を受ける義務が課された資本取引」（第

に基づき主務大臣の許可を受ける義務が課された支払等 (2) 外為法第 16 条第 5 項に規定する支払等 (ただし、以下に掲げる取引又は行為に係る支払等に限る。) イ 外為法第 55 条の 9 の 2 第 2 項第 4 号に掲げる資本取引及び同項第 5 号に掲げる特定資本取引 ロ 外国為替令第 7 条第 2 号に掲げる役務取引等及び同条第 4 号に掲げる貨物の輸入 ハ 外為法第 27 条第 3 項第 3 号に掲げる対内直接投資等に該当するものとして同条第 1 項の規定により届出をする義務が課されたものであって、外国為替令第 7 条第 3 号に掲げるもの（外為法第 21 条第 1 項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引に当たるものに限る。) (3) 外為法第 21 条第 1 項の規定に基づき財務大臣の許可を受ける義務が課された資本取引 (4) 外為法第 24 条第 1 項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受ける義務が課された特定資本取引	5 条第 2 項第 3 号。外為法第 55 条の 9 の 2 第 2 項第 4 号)：外国為替及び外国貿易法第 21 条第 1 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件(平成 10 年 3 月大蔵省告示第 99 号) (3) 「外為法第 24 条第 1 項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受ける義務が課された特定資本取引」(第 5 条第 2 項第 4 号。外為法第 55 条の 9 の 2 第 2 項第 5 号に掲げる特定資本取引)：外国為替令第 15 条第 1 項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第 24 条第 1 項の許可を要する特定資本取引(平成 15 年経済産業省告示第 193 号) (4) 「外為法第 16 条第 5 項に規定する支払等(外為法第 55 条の 9 の 2 第 2 項第 4 号に掲げる資本取引及び同項第 5 号に掲げる特定資本取引に係る支払等)」(第 5 条第 2 項第 2 号イ。外国為替令第 18 条の 10 第 2 項第 1 号)：上記(2)の資本取引及び(3)の特定資本取引に係る支払等 (5) 「外為法第 16 条第 5 項に規定する支払等(外国為替令第 7 条第 2 号に掲げる役務取引等に係る支払等)」(第 5 条第 2 項第 2 号ロ前段。外国為替令第 18 条の 10 第 2 項第 2 号前段、外為法第 25 条第 6 項の規定により許可を受ける義務が課された同項に規定する役務取引等)：外国為替令第 18 条第 3 項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件(平成 10 年大蔵省告示第 100 号)及び外国為替令第 18 条第 3 項の経済産業大臣が指定する役務取引等(平成 22 年経済産業省告示第 93 号)に係る支払等 (6) 「外為法第 16 条第 5 項に規定する支払等(外国為替令第 7 条第 4 号に掲げる貨物の輸入に係る支払等)」(第 5 条第 2 項第 2 号ロ後段。外国為替令第 18 条の 10 第 2 項第 2 号後段)(外国為替令第 7 条第 4 号に掲げる貨物の輸入、外為法第 52 条、輸入貿易管理令第 4 条第 1 項、外国為替令第 6 条第 5 項)：外国為替令第 6 条第 5 項の経済産業
--	--

	大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入(平成 31 年経済産業省告示第 105 号)で指定される輸入以外の輸入(北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入) (7)外為法第 16 条第 5 項に規定する支払等(外為法第 27 条第 3 項第 3 号に掲げる対内直接投資等に該当するものとして同条第 1 項の規定により届出をする義務が課されたものであって、法第 21 条第 1 項の規定により許可を受ける義務が課されている資本取引に相当するものとして外国為替省令第 15 条の 2 で定めるもの)(第 5 条第 2 項第 2 号ハ。外国為替省令第 18 条の 10 第 2 項第 3 号、外国為替省令第 15 条の 2、対内直接投資等に関する政令第 3 条第 2 項第 3 号、対内直接投資等に関する命令第 3 条第 6 項):外国為替省令第 7 条第 3 号に掲げるもの(対内直接投資等に関する命令第 3 条第 6 項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件(平成 22 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号)に基づき定められた対内直接投資等)であって、かつ外為法第 21 条第 1 項の規定により許可を受ける義務を課されている同項に規定する資本取引(平成 10 年 3 月大蔵省告示第 99 号に基づき指定された資本取引)に当たるもの
第 3 章 経済制裁措置に関するリスクの特定評価	
(リスクの特定・評価) 第 6 条 第一種会員(電子決済手段)は、自らが行う外国為替取引等について、自らが直面する制裁違反リスクを特定し、その程度を分析し、及び評価し、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(以下「外国為替取引等取扱業者作成書面等」という。)を作成しなければならない。制裁違反リスクの特定においては、次に掲げる危険性の特定を行わなければならない。 (1) 外為法第 55 条の 9 の 2 第 2 項各号に掲げる取引又は行為(顧客の支払等に係る電子決済手段の移転を行う場合における当該顧客が行う支	第 6 条第 1 項関係 制裁違反リスクの評価(第 6 条第 1 項、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第 1 条第 1 号)は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するリスクの評価(電子決済手段関連業務に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則第 5 条第 2 項)において制裁違反リスクも特定評価していれば、これと別々に行う必要はなく、評価結果についても、別々に作成することが必須なものではありません(令和 5 年 5 月パブコメ回答(https://public-comment.e-

払等を含む。すなわち、第4条第2項各号及び第5条第2項各号に掲げられるものを指し、以下「規制対象取引等」という。)を外為法令に違反して行う危険性 (2) 規制対象取引等に該当するおそれがある取引又は行為を行う危険性 (3) 規制対象取引等を法及び法の規定に基づく命令の規定に違反することを免れるために偽装して行う危険性 2 第一種会員(電子決済手段)は、制裁違反リスクの特定に当たっては、国によるマネロン・テロ資金供与及び拡散金融のリスク評価の結果その他の情報(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第3条第3項に規定される犯罪収益移転危険度調査書を含む。)を総合的に勘案しながら、取り扱う電子決済手段及び提供しているサービスや取引形態、国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証しなければならない。 3 新たな電子決済手段又は商品・サービスを取り扱う場合や新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該電子決済手段や商品・サービス等の顧客への提供前に、当該電子決済手段や商品・サービス等の制裁違反リスクの検証及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等の制裁違反リスク管理態勢の有効性も含め、制裁違反リスクを検証しなければならない。 4 第一種会員(電子決済手段)は、リスク評価の全社の方針及び具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、制裁違反リスクの評価を実施するとともに、顧客及び取引の内容等の情報を基に顧客リスク評価を実施しなければならない。 5 第一種会員(電子決済手段)は、定期的に制裁違反リスクの評価を見直すほか、経済制裁措置への対応に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、制裁違反リスクの評価	gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000254764。以下同じ。)2番、34番参照)。 なお、第6条第1項各号のリスク((1)経済制裁措置に違反する取引等を行うリスク、(2)経済制裁措置に違反するおそれのある取引等を行うリスク、(3)規制に該当することを免れるために偽装された取引等を行うリスク)を明確に書き分けることを求める趣旨ではないため、リスク分析のために必要な場合に書き分ければ足ります(令和5年11月パブコメ回答(https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000263328。以下同じ。))8番参照)。 また、経済制裁措置への違反や迂回・潜脱等の可能性を示唆する状況については、外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン Q&A(以下「外為法ガイドライン Q&A」といいます。)問18を参照のこと(令和5年11月パブコメ29番参照)。 第6条第2項関係 勘案すべき「その他の情報」の具体例については、外為法ガイドライン Q&A 問6も参照のこと。 なお、日本政府が公表する主なリスク分析の資料として、犯罪収益移転危険度調査書のほか、拡散金融リスク評価書(マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議)、及び特定非営利活動法人のテロ資金供与対策のためのガイダンス(内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり推進担当)令和5年10月)がある。 第6条第4項関係 金融庁「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」が規定するリスク評価手法にて、適切に制裁違反リスクが特定・評価されているのであれば、基本的には外為法ガイドラインで求められるリスク評価ができているものと考えられる。なお、制裁違反リスク
---	---

を見直さなければならず、必要に応じて外国為替取引等取扱業者作成書面等に変更を加えなければならない。また、第一種会員（電子決済手段）は、顧客リスク評価についても、リスクに応じた頻度で定期的に見直すとともに、顧客リスク評価に影響を及ぼすような事象が発生した場合には、直ちに見直しを行わなければならない。 6 第一種会員（電子決済手段）の経営陣は、制裁違反リスクの評価において、関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、部門間の利害調整や必要な指導・支援を行う等、制裁違反リスクの評価の過程に主導的に関与し、制裁違反リスクの包括的かつ具体的な検証を行わなければならない。	の評価が不十分な例としては、例えば、ロシア及びベラルーシに対する制裁が、両国の「国・地域」に関するリスク評価に反映されていないといったことが考えられる。（令和5年11月パブコメ回答26番参照）。
第4章 経済制裁措置に関するリスク低減措置	
（手順書の作成、検証、見直し） 第7条 第一種会員（電子決済手段）は、外国為替取引等取扱業者作成書面等に記載又は記録した制裁違反リスクの評価結果を踏まえ、制裁違反リスクを十分に低減させるための方針を策定するとともに、リスクを低減させるための対応方法（以下「リスク低減措置」という。）を定めなければならない。また、これらを実践するため、当該リスク低減措置についての手続の詳細（手続の実施者、実施内容、実施のタイミング等のほか、次の各号の事項を含むものとする。）を内部規程（以下「手順書」という。）として定め、当該手順書に従って外国為替取引等を行わなければならない。 (1) 制裁違反リスクを十分に低減させるために必要な事項 (2) 制裁違反リスクが顕在化したことを認識した場合の対処方法 2 第一種会員（電子決済手段）は、新たな経済制裁措置が実施される際、又は実施された際には、速やかに、前項の手順書の内容が適切であり、十分に制裁違反リスクを低減させているかについて検証し、必要な見直し・強化を行わなければならない。	第7条第1項関係 第7条第1項（外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第1条第2号）は、「手順書」と題する書面の作成が求められるものではなく、社内規程やマニュアルの整備を求める趣旨です（令和5年5月パブコメ33番参照）。適切な内容が定められているのであれば、複数の文書（データファイル）として定めることも差し支えありません。 第7条第2項関係 顧客から受取人や目的を登録させた上で、継続的に同様の内容で顧客の電子決済手段の移転を行う場合（いわゆる事前登録型の電子決済手段の移転を行う場合）の留意点については、外為法ガイドライン Q&A 問2 参照。

3 前項に加えて、第一種会員（電子決済手段）は、リスク低減措置の実施状況をモニタリングし、当該モニタリングの結果等からリスク低減措置の内容や実施状況が実効的でなく不十分であると認められた場合には、リスク低減措置を見直し、強化するとともに、これに係る手順書の見直しも行わなければならない。	
（手順書の記載事項） 第8条 第一種会員（電子決済手段）は、手順書に以下の内容を記載しなければならない。 (1) 特定の者等（令和5年5月財務省、経済産業省告示第5号で指定されたものをいう。以下同じ。）の名簿を作成し、適切に管理するために必要な事項 (2) 特定の者等に追加、変更又は削除があった場合において、当該追加、変更又は削除に係る情報を直ちに入手し、特定の者等の名簿を最新のものに保つために必要な事項 (3) 規制対象取引等その他の取引等（規制対象取引等、規制対象取引等に該当するおそれがあるもの並びに規制対象取引等を法及び法の規定に基づく命令の規定に違反することを免れるため偽装して行うものをいう。以下同じ。）（特定の者等との間で行う取引又は行為に関するものに限る。）に該当するか否かを確認するために必要な事項（危険度に応じて当該危険度を十分に低減させる措置に係る事項を含む。次号及び第5号において同じ。） (4) 規制対象取引等その他の取引等（特定の者等との間で行う取引又は行為に関するものを除く。）に該当するか否かを確認するために必要な事項 (5) 顧客の支払等に係る電子決済手段の移転が規制対象取引等その他の取引等に該当しないこと又は必要な許可若しくは承認を受け、若しくは必要な届出後の所要の手続を完了していることを確認するために必要な事項 (6) 外為法第17条の4において準用する第	第8条第1号関係 資産凍結等対象者の一覧については、財務省ウェブサイトで公表されるエクセルファイル等も参照のこと（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html）。

17 条の規定に基づく確認義務の履行に係る業務の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該業務が適切に実施されることを確保するために必要な事項及び委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ、改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うために必要な事項	
(制裁対象者のフィルタリング等) 第 9 条 第一種会員（電子決済手段）は、特定の者等に対する資産凍結等の措置に関する確認義務を履行するため、顧客の支払等に係る電子決済手段の移転を行う前に、送付人若しくは受取人又は電子決済手段の移転の相手方電子決済手段等取引業者等の氏名・名称等の情報をフィルタリング(特定の者の氏名・名称等の情報を制裁対象者（外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者として指定された者をいう。以下同じ。）の氏名・名称・別称等の情報と照合し、これら情報が一致又は類似するものを検知することをいう。以下同じ。）し、検知された電子決済手段の移転について、制裁対象者との間の支払等ではないかの確認を行う態勢を整備し、確実に実施しなければならない。 2 第一種会員（電子決済手段）は、顧客の支払等に係る電子決済手段の移転を行う場合には、前項に加え、当該移転を行う前に、ブロックチェーン分析ツールにより、移転先がブラックリストアドレスに該当するかの確認を行うものとする。 3 第一種会員（電子決済手段）は、フィルタリングに用いるシステムについて、当該システムの機能や特性を考慮し、制裁対象者との間の支払等ではないことの適切な確認が行えるよう、システムの設定を調整し、適切性を検証する等の管理を行わなければならない。 4 第一種会員（電子決済手段）は、前項に加え、システムによらずフィルタリングを行う場合においては、制裁対象者の情報と完全一致するもののみならず、名義を単語毎に検索する等類似する情報を適切に抽出し、フィルタリングを行うことを	第 9 条関係 顧客の電子決済手段及び金銭を管理するに当たっては、当該顧客の居住性を判定し、居住者と非居住者に区分して、居住国別に顧客の管理を行うようお願いします。顧客の居住性を判定するに当たっては、昭和 55 年 11 月 29 日付蔵国第 4672 号「外国為替法令の解釈及び運用について」(財務省通達)に定められている居住性の判定基準をご参照ください (https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/tsuutatsu/tsuutatsu_s.htm)。 第 9 条第 1 項関係 外為法第 17 条の 4 において準用する同法第 17 条に基づく適法性の確認義務は、送付元の VASP、及び、受取側の VASP（資金決済法第 2 条第 13 項に規定する外国電子決済手段等取引業者を除く。）の双方に課されます。なお、国内での電子決済手段の送付であっても、居住者と非居住者との間で行われる支払等は、外為法令の支払等規制の対象となり得るものですが、送付元の VASP で受取人の居住性を事前に把握することは困難であることが想定されることから、当該義務の履行方法の一つとして、当該受取人に関する情報を有する受取側の VASP において確認義務を履行し、その過程で不明点等があれば送付元 VASP へ必要な情報提供を求めるといった対応を行うことが考えられます（令和 5 年 11 月パブコメ 31 番参照）。 居住者間の支払に係る 電子決済手段の移転に係る確認については、リスクを踏まえた対応が必要と考えられます(同 45 番参照)。

確保しなければならない。	第 9 条第 2 項関係 「移転を行う前」の確認義務とは、顧客から依頼を受けて 電子決済手段を送付する手続を行う前の確認（仕向側の場合）のほか、送付を受けた電子決済手段を顧客のウォレットに反映させるなど、顧客が第三者に送付すること等が可能な状態に置く前の確認（被仕向側の場合）を含みます。
（制裁対象者リストの整備、追加登録等） 第 10 条 第一種会員（電子決済手段）は、前条第 1 項のフィルタリングを適切に行うため、制裁対象者の氏名又は名称、生年月日及び住所又は所在地等の情報を有するリスト（以下「制裁対象者リスト」という。）を整備しなければならない。また、第一種会員（電子決済手段）は、制裁対象者に追加、情報改訂又は削除があった場合には、直ちに制裁対象者リストを更新し、最新のものに保たなければならない。 2 前項に関し、第一種会員（電子決済手段）は、特定の者等に関する一部取引に係る支払等の規制が課されている場合には、当該特定の者等についても制裁対象者リストに登録しなければならない。なお、告示により個別に指定されていないが資産凍結等の措置の対象とされている者等については、例えば、顧客からの申告などにより確認を行うことが考えられる。 3 第一種会員（電子決済手段）は、制裁対象者リストの整備・更新において、外部の事業者等から提供されるリストを利用する場合には、当該リストの更新の都度の検証又は当該外部との契約及びリスクに応じた頻度での検証等により、当該リストが、直ちに更新され、正確に整備されることを確保しなければならない。	第 10 条第 1 項関係 制裁対象者リストの更新については、実務上、財務省から配信されるメール等（※）により、情報を入手し、対応を開始できる態勢を整える必要があります（他に、公益財団法人国際金融情報センター（JCIF）や民間事業者から情報を入手することも考えられます。）。 （※）https://gaitame.mof.go.jp/db/pub/zaimu/kokusai/create/input 制裁対象者リストの更新は、「直ちに」行うことが求められるところ、外務省告示の発出日以降、速やかに制裁対象者リストの更新等に着手し、合理的な期日までに照合を完了させることが求められます（令和 5 年 11 月パブコメ 32 番、56 番、72 番参照）。必ずしも、照合完了までの間、顧客に係る取引を制限することまでを求めるものではありませんが、制裁対象者リストの更新及び照合の実施は、告示の公布・適用と同時に規制に係る法的効果が発生することに鑑み、迅速な対応が求められます（同 72 番参照）。なお、外務省告示の発出前に、国際連合安全保障理事会の決議等を踏まえて対応することも差し支えありません（外為法ガイドライン Q&A 問 13 参照）。 第 10 条第 2 項関係 第 10 条第 2 項の対象となる者については、外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン（以下「外為法ガイドライン」という。）別添 1 を参照のこと。

	なお、「顧客からの申告」による確認とは、顧客に外為法上の規制内容を案内教示したうえで、顧客から当該規制に該当しないことの申告を受けることにより確認することが念頭に置かれています（令和5年11月パブコメ38番）。
（必要情報の収集） 第11条 第一種会員（電子決済手段）は、顧客の支払等が特定国（地域）、特定の目的又は特定の取引等に係る支払等の規制の対象のものではないことを確認するため、必要な情報（以下「必要情報」という。）を把握し、必要情報等から、顧客の支払等に係る 電子決済手段の移転を行う前に、規制対象の支払等ではないかの確認を行わなければならない。 2 必要情報としては、以下の情報を含まなければならない。 (1) 送付人に関する情報（本人特定事項等、実質的支配者の情報等） (2) 受取人に関する情報（氏名・名称、住所・所在地、実質的支配者の情報等） (3) 仕向国、相手方金融機関に関する情報 (4) 電子決済手段の移転の目的 (5) 電子決済手段の移転の目的が輸入代金又は仲介貿易代金の決済の場合には、輸入又は仲介貿易貨物の情報（商品名、原産地、船積地域（規制対象国の隣接国等に対する輸入代金の送付の場合の船積港の属する都市名を含む。）） 3 第1項にかかわらず、第一種会員（電子決済手段）は、顧客から受け取る移転データに必要情報の一部が欠落しその把握が困難なときは、リスクに応じ顧客の取引状況や経常的な移転内容の把握等による顧客管理を適切に行っている場合に限り、当該必要情報の把握に代えて、経済制裁措置の内容を顧客に説明した上で、これに対し顧客から当該制裁に関連するものではない旨の申告を受けるとともに、顧客からの移転データと顧客管理により把握しているデータとを照合する方法により規制対象の支払等ではないかの確認をすること	第11条第1項関係 顧客の支払等が特定国（地域）、特定の目的又は特定の取引等に係る支払等の規制の対象のものではないことの確認に係る留意点については、外為法ガイドライン別添2（同別添2（注1）にて、支払の受領に課されている規制が掲げられている。）のほか、外為法ガイドラインQ&A問7、問8、問9を参照のこと。 第11条第2項関係 被仕向送金に係る確認義務の履行については、外為法ガイドラインQ&A問4の記載に従って適切なリスク管理ができていれば、必ずしも全件について、受領の都度、受領目的等を確認する必要はありません。 第11条第2項第1号第2号関係 受取人の住所・所在地については、特定国（地域）に関する支払等規制に該当しないことを確認するため、少なくとも、国（地域）及び都市名の情報を把握する必要があると考えられます（令和5年11月パブコメ46番）。 顧客の支払等の相手方が特定国（地域）の居住者に実質的に支配された法人その他の団体ではないかの確認については、顧客からの申告により確認を行うほか、顧客の支払等が規制対象であることが疑われる場合や制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要と認められる場合に、送付人や受取人の実質的支配者について、追加的な調査により把握を行い、制裁対象者との照合を実施することが考えられます（外為法ガイドラインII-4-(2)-①（注3））。

ができる。 電子決済手段の送付の受領についても、同様な場合に限り、顧客への被仕向移転データと顧客管理により把握しているデータとを照合する方法により確認することができる。	仕向側の場合には、以下の方法で実質的支配者の確認を行うことが考えられます（令和 5 年 11 月パプコメ 54 番、外為法ガイドライン Q&A 問 9、問 17）。 ・送付を依頼する顧客の実質的支配者の情報は、送付依頼の都度確認するのではなく、継続的顧客管理や取引時確認等において把握し、リスクが高いと考えられる場合等に必要に応じて追加的調査や証跡をとる方法 ・受取人の実質的支配者の情報は、基本的には送付を依頼する顧客が知り得る限りにおいて制裁対象者や北朝鮮居住者ではないことの申告をもって把握し、リスクが高いと考えられる場合等に必要に応じて追加的調査や証跡をとる方法 第 11 条第 2 項第 4 号関係 移転目的に関する情報については、例えば、顧客に以下の①から⑤までを選択してもらったうえで、顧客が④又は⑤を選択した場合は、括弧内の記載に従い具体的に記入してもらう形が考えられます。 ① 受取 VASP の提供する電子決済手段関連業務に係るサービスの利用 ② 国内取引の商品代金の決済 ③ 生活費の贈与 ④ 輸入代金・仲介貿易代金の決済（商品名、原産地及び船積地の各枠に記入） ⑤ その他（具体的に移転目的を記入）
（自動照合システム） 第 12 条 第一種会員（電子決済手段）は、フィルタリングのための自動照合システムを導入している場合においては、リスクを踏まえ規制に関連する単語を適切に登録しなければならない。 2 第一種会員（電子決済手段）は、自動照合システムを導入していない場合においては、電子決済手段の移転に係る顧客の申告情報（又はトラベルルール通知事項）等の中に規制に関連する単語があるかどうかを確認し、当該単語を検知しなけ	第 12 条第 1 項関係 自動照合システムに登録すべき単語については、外為法ガイドライン Q&A 問 10 も参照のこと。 自動照合システムに不具合等が生じた場合、電子決済手段移転等の事前フィルタリングを継続的に行うための態勢整備については、外為法ガイドライン Q&A 問 21 を参照のこと。 第 12 条第 1 項第 2 項関係

ればならない。 3 本条における自動照合システムとは、制裁違反に該当する支払等ではないことを確認するために、送付人及び受取人の氏名、住所及び外国の被仕向電子決済手段等取引業者等検索の対象とする情報と、制裁対象者のリスト及び規制に関連する単語のリストの情報との類似性があらかじめ設定された一定の比率以上になる場合に、当該検索対象の情報を有する移転に係る事務処理を自動的に中断するプログラムが組み込まれた情報システムを指す。	第1項に基づき自動照合システムで検知された電子決済手段の移転又は第2項に基づき規制に関連する単語が検知された電子決済手段の移転については、第15条に基づき、慎重な確認を行わなければならない。
(自らが行う支払等及び資本取引等の確認のための対応(制裁対象者)) 第13条 第一種会員(電子決済手段)は、自らの支払等又は資本取引等の相手方が制裁対象者ではないことを確認するために、以下の対応を講じなければならない。 (1) 顧客と電子決済手段の管理に関する取引を開始する前に、当該顧客及びその実質的支配者が制裁対象者に該当しないことを確認するため、名義の照合を行うシステム等により、フィルタリングを行うこと。制裁対象者に追加又は情報改訂があった際には顧客及びその実質的支配者が制裁対象者に該当しないことを確認するための当該フィルタリングを直ちに行うこと。これらにより検知された顧客等が制裁対象者ではないかの確認を行う態勢を整備し、確認を実施すること。 (2) 少なくとも非居住者、外国人、外国人と判断できる氏名又は名称を有する顧客については、本人確認書類を基に仮名名に加えてアルファベット名についても情報システム等に登録し、フィルタリングの対象とすること。 (3) 第9条第3項、第4項及び第10条に準じて、制裁対象者リストの整備等を行うこと。 (4) 外為法の適用を受ける支払等及びその他の取引等について、リスク評価の結果を踏まえ、第9条から前条まで及び前各号の規制に準じた対応を行うこと。	第13条第1項第1号関係 制裁対象者に追加又は情報改訂があった場合の対応は、「直ちに」行うことが求められるところ、外務省告示の発出日以降、速やかに制裁対象者リストの更新等に着手し、合理的な期日までに照合を完了させることが求められます(令和5年11月パブコメ32番、56番、72番参照)。令和3年6月29日付け周知文「外為法に基づく資産凍結等の措置の実施に係る留意点について」同旨。 第13条第1項第2号関係 顧客のアルファベット名については、提示を受けた本人確認書類にアルファベット名が表記されていない等、アルファベット名の把握が困難である者についても把握を必須とするものではなく、顧客が「非居住者、外国人、外国人と判断できる氏名又は名称」に該当するか否かについては、通常の注意をもって判断することで差し支えありません。また、アルファベット名を把握するにあたっては、顧客のプライバシーにも十分配慮した上で適切な対応が求められます(令和5年11月パブコメ66番)。 日本に帰化した顧客への対応については、要請の趣旨(経済制裁措置の確実な実施を図るため、非居住者のほか、外国人のように居住性を正確に把握することが相対的に困難と考えられる者についても、アルファベット名の管理やフィルタリン

2 前項第 2 号の対応のための顧客のアルファベット名の把握については、以下に留意する必要があるが、アルファベット名の把握が困難である者（例えば、当該顧客について、提示を受けた本人確認書類にアルファベット名が表記されておらず、当該書類以外の本人確認書類を保有していない者など。）については、この限りではない。 (1) 顧客の正式な氏名又は名称の一部を省略したり、略称を用いたりせず、顧客のフルネームに基づいてフィルタリングを行うこと。 (2) 顧客が屋号又は通称名等正式な氏名・名称と異なる名義を有する場合、顧客の本人確認書類に記載された顧客の正式な氏名又は名称についてもフィルタリングを行うこと。 (3) システム上の文字数制限その他の事情によりこれらの対応が困難な場合、例えば、顧客の正式な氏名又は名称を別途電子データで管理し、フィルタリングを行うこと。 (4) アルファベット名を把握していない顧客の口座等については、顧客と接触する機会等をとらえてアルファベット名の入手に努めること。	グの実施が求められています。)や当該顧客の居住性等を踏まえて適切に判断する必要があります。 (令和 5 年 11 月パブコメ 70 番)。 その他、外為法ガイドライン Q&A 問 14 及び問 15 を参照のこと。 第 13 条第 1 項第 4 号関係 相続人（代理人を含む。以下同じ。）への金銭又は電子決済手段の交付については、外為法ガイドライン Q&A 問 16 も参照のこと。
（自らが行う支払等及び資本取引等の確認のための対応（特定国等、特定目的、特定取引等）） 第 14 条 第一種会員（電子決済手段）は、自らの支払等又は資本取引等が特定国（地域）に係る支払等、特定の目的に係る取引等又は特定の取引等に係る規制の対象である支払等若しくは資本取引等ではないことを確認するために、以下の対応を講じなければならない。 (1) 前条第 1 号に準じた対応により、電子決済手段の管理に関する取引を行う顧客及びその実質的支配者が特定国（地域）の居住者ではないことの確認等を行うこと。当該確認が行えるよう、当該顧客及びその実質的支配者の居住国（地域）を把握し、管理すること。 (2) 外為法の適用を受ける支払等及び取引等について、リスク評価の結果を踏まえ、規制に該当しないことの確認を行うこと。	第 14 条第 2 号関係 自らが行う支払等及び資本取引等についての特定国（地域）、特定の目的又は特定の取引等に係る規制については、外為法ガイドライン別添 3 に掲げられる規制を参照のこと。 また、相続人への金銭又は電子決済手段の交付については、外為法ガイドライン Q&A 問 16 も参照のこと。

(慎重な確認の実施) 第 15 条 第一種会員（電子決済手段）は、第 9 条から前条までの対応による確認等の結果を踏まえ、以下の状況が認められる場合には、追加的な調査や顧客へのヒアリングによりさらなる情報を取得する又は電子決済手段の移転の原因となる取引等に関する資料の提示を求める等により、慎重な確認を行わなければならない。 (1) 顧客による支払等、自らが行う顧客との支払等若しくは取引等（以下、本条において「顧客による支払等」という。）が、経済制裁措置に違反するおそれがある場合 (2) 顧客による支払等が、第三者等の代理等により規制に該当することを免れるために偽装されたものである疑いがある場合 (3) 顧客による支払等が、制裁違反リスクの評価結果を踏まえ顧客又は取引等のリスクが高いと考えられ慎重な確認が必要であると認められる場合	第 15 条関係 タリバーン関係者、テロリスト等、北朝鮮に係る制裁対象者に関し、①制裁対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるもの、②制裁対象者により実質的に支配されている法人その他の団体によるもの等が規制対象とされているところ、これらに関する確認義務の履行については、外為法ガイドライン Q&A 問 17 を参照のこと。 また、規制に関連する国（地域）名やその近隣地域に関連する取引等、貿易規制又は仲介貿易規制との関連が疑われる商品に関する取引等のほか、顧客の支払等や取引等について経済制裁措置への違反や迂回・潜脱等の可能性を示唆する状況については、外為法ガイドライン Q&A 問 18 を参照のこと。 顧客が第三者による移転を代理して規制対象の移転等を行うことを防止するために会員がとりうる対応については、外為法ガイドライン Q&A 問 20 を参照のこと。
(規制対象の行為等への対応) 第 16 条 第一種会員（電子決済手段）は、仮に顧客が制裁対象者に該当し、当該顧客の電子決済手段取引に係る口座が発見された場合には、当該口座に係る取引を停止しなければならない。顧客との連絡が困難である等により必要な確認ができず、顧客が制裁対象者に該当するか判然としない場合には、制裁対象者に該当しないと確認しないまま支払等又は取引等を行うことを防止しなければならない。 2 第一種会員（電子決済手段）は、自らが規制対象の支払等又は取引等を行う場合には、必要な許可等を取得しなければならない。 3 第一種会員（電子決済手段）は、仮に規制対象の顧客の支払等に係る電子決済手段の移転を行う場合には、外国為替に関する省令（昭和 55 年大	

蔵省令第 44 号)第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき許可証等の提示を求め、電子決済手段の移転の実施後に同条第 3 項の規定に基づき許可証等への必要事項の記入等を行わなければならない。	
(周知徹底) 第 17 条 第一種会員（電子決済手段）は、制裁対象者が追加される等、規制の対象が拡大、変更された場合に、当該規制に係る外為法令の遵守に必要な範囲で直ちに統括責任者（第 23 条にて定義する。）及び関係部署又は関係する役職員にその内容を周知しなければならない。	
(業務委託先の管理) 第 18 条 第一種会員（電子決済手段）は、外為法第 17 条の 4 において準用する第 17 条の規定に基づく確認義務の履行に係る業務の全部又は一部を外部に委託する場合には、当該業務が適切に実施されることを確保するために必要な事項を定め、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ、改善させる等、必要かつ適切な監督を行わなければならない。	
(海外支店における対応) 第 19 条 第一種会員（電子決済手段）（本邦内に主たる事務所を有する会員に限る。）は、海外支店についても、経済制裁措置に関する外為法の規制の適用を受けることを踏まえ、①電子決済手段の移転において顧客が行う支払等、②自らが行う支払等及び資本取引等、が規制対象であるかどうかについて、これら取引等を実施する前に適切に確認する態勢を整備し、実施しなければならない。	第 19 条関係 海外支店における確認義務の履行に関し、留意すべき点については、外為法ガイドライン Q&A 問 5 も参照のこと。
(経済制裁措置に違反した場合の対応) 第 20 条 第一種会員（電子決済手段）は、経済制裁措置に係る外為法令の規定に違反したことが検知された場合には、直ちに事実関係を財務省に報告するとともに、直ちに必要な応急的対応を行うこと。 2 前項の場合において、第一種会員（電子決済手段）は、速やかに、当該不備の発生原因や同種の不備事項の発生の有無を検証するとともに、当	第 20 条関係 外為法令等又は外為法ガイドラインで対応が求められる事項に関する不備事項を改善するにあたって、留意すべき点については、外為法ガイドライン Q&A 問 19 も参照のこと。

該発生原因に対する改善・再発防止策を策定し、実行しなければならない。 3 経済制裁措置以外の外為法令の規定に違反したことが検知された場合においても、第一種会員（電子決済手段）は、前二項に準じた対応を行うものとする。	
（リスクに応じたその他の低減措置） 第 21 条 第一種会員（電子決済手段）は、制裁違反リスクの評価の結果に基づき、リスクを十分に低減させるため、以下の対応を行わなければならない。 (1) 制裁違反リスクを踏まえた顧客受入方針を定めること。 (2) 制裁違反リスクを踏まえた継続的な顧客管理を行うとともに、制裁違反リスクが高いと判断した顧客や取引について、厳格な顧客管理を実施すること。当該厳格な顧客管理には、顧客や取引に関する追加的な情報の入手、取引の実施等への上級管理職の承認を得ること、敷居値の厳格化等のモニタリング強化、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等が含まれ得る。 (3) リスクが低いと判断した顧客については、第 9 条から第 14 条まで及び必要に応じ第 15 条の対応を行うことによりリスクを十分に低減することを前提に、当該リスクの特性を踏まえ、簡素な顧客管理を行うこと。 (4) 電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約のリスク管理において、当該契約先における制裁違反リスクの管理態勢を確認する等、制裁違反リスクを踏まえたリスク管理を行うこと。 (5) 業として顧客の支払等に係る電子決済手段の移転を行っている場合には、ブロックチェーン分析ツールによりリスクが高い電子決済手段の移転に関するモニタリングを行うこと。	第 21 条第 1 号第 2 号関係 外為法ガイドライン Q&A 問 22 から問 24 までも参照のこと。
第 5 章 記録の作成及び保存	
（記録の作成及び保存） 第 22 条 第一種会員（電子決済手段）は、以下の	第 22 条第 1 項関係 「適切な期間」は、外為法上の本人確認記録

事項を実施した際には、当該事項の実施日（例えば、意思決定日、統括責任者又は役員会若しくはこれに相当するもの（以下「役員会等」という。）が承認した場合の承認日、役員会等に報告した場合の報告日、手続の適用日等を指すものとする。）、実施者（例えば、意思決定等を行った者を指すものとする。）並びに実施した内容及び結果等を記録し、適切な期間保存するものとする。 (1) 制裁違反リスクの評価（第 6 条関係） (2) 制裁違反リスクの低減方針の作成（第 24 条第 3 号及び第 4 号関係） (3) リスク低減措置の策定及び見直し・強化（第 7 条関係） (4) 手順書の作成及び見直し（第 7 条第 1 項及び第 2 項関係） (5) リスク低減措置の実施の監視（第 7 条第 3 項関係） (6) 研修（第 25 条関係） (7) 制裁対象者リストの整備・更新及びリストの正確性の確保等に関する対応（第 9 条第 3 項、第 4 項及び第 10 条関係） 2 第一種会員（電子決済手段）は、外国為替取引等を行う際には、個々の外国為替取引等について、手順書に従って実施した、リスク低減措置の実施日、内容、結果、実施者（例えば、各種手順の実施者及び承認者等を指すものとする。）等を記録し、適切な期間保存するものとする。 3 第一種会員（電子決済手段）は、制裁対象者に追加若しくは情報改訂があった際又は特定国（地域）に追加があった際に、第 13 条第 1 号及び第 14 条第 1 号に基づき実施したフィルタリングについても、前項に規定する事項を記録し、適切な期間保存しなければならない。	や、犯収法上の取引時確認記録及び取引記録の保存期間が 7 年間であることを参考に、実施した事項の適切性等を事後において適切に検証できる期間として、記録の種別毎に適切な期間を各会員において設定し、保存する必要があります（令和 5 年 5 月パブコメ 9 番、令和 5 年 11 月パブコメ 82 番参照）。 なお、「実施者（例えば、意思決定等を行った者を指すものとする。）」については、承認等を行った個人を（組織図等の別の記録から）特定できる場合には役職名を記録するのみでも差支えないとされています（令和 5 年 11 月パブコメ 83 番）。 また、制裁対象者のフィルタリングを実施した結果の記録については、外為法ガイドライン Q&A 問 25 も参照のこと。
第 6 章 経済制裁措置に関する体制整備	
（統括責任者の任命等） 第 23 条 第一種会員（電子決済手段）は、制裁違反リスクの評価及びリスク低減措置等の確実な実施を統括し、管理する者（以下「統括責任者」とい	第 23 条関係 第 23 条第 1 項の統括責任者は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関する統括管理者と兼任でも差し支えないとされています（令

う。)である担当役員又は管理者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与しなければならない。 2 統括責任者は以下の各号に掲げる事項について責任を有し、これらの承認を行い、これらの事項及び個々の外国為替取引等の確実な実施を図り、そのために必要な措置を講じなければならない。 (1) 制裁違反リスクの評価（第6条関係） (2) 制裁違反リスクの低減方針の作成（次条第3項及び第4項関係） (3) リスク低減措置の策定及び見直し・強化（第7条関係） (4) 手順書の作成及び見直し（第7条第1項及び第2項関係） (5) 研修の実施（第25条関係） (6) 記録の作成及び保存（第22条関係）	和5年5月パブコメ回答35番参照)。 外為法令に基づく各種義務の遵守に係る責任者が誰であるかについては、金融機関等の組織において明確化されていることが重要です（同7番参照）。 第23条第2項第4号のとおり、手順書の作成・見直しについては統括管理者の承認が必要とされており、少なくとも、方針・手続・計画等の上位規程については、全社的に整合的な対応をとるために、統括責任者又は役員会等の承認が必要とされています。第1線の職員が使うマニュアルや具体的な研修内容等、上位規程で定められている内容をさらに具体化するための規程等については、承認権限を統括責任者から担当部長や課室長に移譲することはあり得るとされています（令和5年5月パブコメ10番）。
（役員会等への報告と経営陣の関与等） 第24条 統括責任者は、前条第2項各号に関する事項について、それぞれの事項の重要性に応じ、役員会等（第22条第1項で定義されるものをいう。）の承認を受け、又は、これらに対し報告を行わなければならない。 2 経営陣は、役員会等が承認をし、又は、報告をされた事項を踏まえ、必要に応じて議論や関連部署への指示を行う等、内部管理態勢の整備並びにリスクの特定、評価及び低減に主導的に関与しなければならない。 3 第一種会員（電子決済手段）は、制裁違反リスクへの対応を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けるとともに、コンプライアンス・マニュアル等において、遵守すべき法令等として、経済制裁措置に関する外為法令の規定を位置付けなければならない。 4 第一種会員（電子決済手段）は、制裁違反リスクを踏まえ、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムに経済制裁措置への対応に係る事項を	第24条関係 各会員の組織体制や内容の重要性に応じて、承認又は報告のどちらかの方法を検討することになります（令和5年5月パブコメ回答8番）。全てを役員会等へ報告する必要があるというわけではなく、各会員が認識している重要性に応じ、対象の事項を報告いただくことになります（令和5年11月パブコメ回答18番）。

盛り込まなければならない。	
(研修の実施等) 第 25 条 第一種会員（電子決済手段）は、経済制裁措置への対応に関わる役職員に対し、その役割に応じて、制裁違反リスクの評価、リスク低減方針、リスク低減措置の内容、手順書の内容、記録の作成・保存及び内部管理態勢に関する研修を行い、必要とされる知識及び専門性を確保しなければならない。	
(適切な資源配分、役員部門間の連携) 第 26 条 第一種会員（電子決済手段）は、管理部門及び内部監査部門等に、経済制裁措置に関する適切な知識及び専門性等を有する職員を配置し、必要な予算の配分等を行わなければならない。 2 第一種会員（電子決済手段）は、経済制裁措置に係る役員間、部門間の連携の枠組みを構築しなければならない。	第 26 条関係 適切な資源配分及び役員部門間の連携については、統括責任者の責任範囲（第 23 条第 2 項各号）に含まれておらず、統括管理者からの管理部門の業務執行状況等に関する報告等を踏まえ、経営陣の主導的な関与のもとで実施する事項とされています（令和 5 年 5 月パブコメ回答 13 番）。
(3 線管理) 第 27 条 第一種会員（電子決済手段）は、営業部門（以下「第 1 線」という。）において、経済制裁措置への対応に関わる全ての職員が、自らの部門・職務において必要な外為法令等に係る諸義務の遵守に係る事項を十分に理解し、制裁違反リスクに見合った低減措置を的確に実施できるようにしなければならない。 2 第一種会員（電子決済手段）は、コンプライアンス部門やリスク管理部門等の管理部門（以下「第 2 線」という。）においては、以下の各号の対応を講じなければならない。 (1) 第 7 条で求められるリスク低減措置の策定及び実施並びに見直し・強化や、手順書の作成及び見直しについて中心的役割を果たすこと。 (2) 第 1 線による手順書に基づくリスク低減措置の実施について、経済制裁措置に関する情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的なリスク低減措置の実施等について協議をするなど、十分な支援を行うこと (3) 第 7 条第 3 項で求められるリスク低減措	

置の実施状況の監視にあたって、第1線におけるリスク低減措置の実施状況の確認や、リスク低減措置の有効性の検証等により、制裁違反リスクの管理態勢が有効に機能しているか、独立した立場から、自らが直面する制裁違反リスクを踏まえた監視を行うこと 3 第一種会員（電子決済手段）は、内部監査部門（以下「第3線」という。）において、第1線及び第2線から独立して自らが行うリスク評価の結果に応じ、経済制裁措置への対応に関する監査計画を策定し、独立した立場から適切な内部監査を実施しなければならない。第3線は、監査計画について、以下を含む事項について検討を行い、リスクに応じて、監査の対象・頻度・手法等を適切なものとしなければならない。また、第3線は、内部監査の結果を担当役員及び経営陣に報告するとともに、監査結果のフォローアップや改善に向けた助言を行わなければならない。 (1) 経済制裁措置に関する外為法令の遵守状況 (2) 制裁違反リスクの評価の適切性 (3) リスク低減方針、リスク低減措置の内容及びこれに関する手順書の適切性 (4) 手順書に基づく個々の手続の実施状況 (5) 統括責任者及び第2線によるリスク低減措置の実施等の監視状況 (6) 職員に対する研修等の実施状況、職員の専門性等 4 前項にかかわらず、第一種会員（電子決済手段）は、制裁違反リスクの評価結果その他の事情を踏まえ、リスクを十分に低減させるために必要な事項について、独立した監査部門による監査を行う必要がないと認められる場合においては、前項に代えて、必要に応じ、外部監査や社内の第1線又は第2線から独立した人材を活用すること等により、前項に準じた対応を行うことができる。	
第7章 本人確認義務	
(本人確認義務等)	第28条関係

第 28 条 第一種会員（電子決済手段）は、外為法第 18 条の 6 で準用される同法第 18 条及び第 22 条の 2 の規定に従い、外為法令上必要となる本人確認を行わなければならない。	会員は、10 万円相当額超の顧客の電子決済手段を移転する場合や、顧客と電子決済手段に係る取引を開始する場合など、一定の電子決済手段取引を行う場合において、原則として、取引の都度顧客の本人確認を行う必要がありますが、本人確認等（外為法に基づく本人確認及びそれに相当する確認をいう。）を行っている顧客（当該本人確認等について本人確認記録等（外為法に基づく本人確認記録及びそれに相当する記録をいう。）を保存している場合に限る。）については、外為法に基づき重ねて本人確認を行う必要はないとされています（外国為替省令第 8 条の 2、外国為替令第 11 条の 5 第 2 項など）。なお、犯収法に基づく取引時確認の一環としての本人特定事項の確認は、外為法に基づく本人確認に相当する確認に該当すると考えられます。
第 8 章（報告）	
第 29 条 第一種会員（電子決済手段）は、外為法第 6 章の 2 の規定に従い、外為法令上必要となる報告をしなければならない。	第 29 条関係 会員は、居住者と非居住者との間の電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換について、媒介、取次ぎ又は代理をした場合には、外為法第 55 条の 3 及び外国為替の取引等の報告に関する省令（平成 10 年大蔵省令第 29 号）に基づき、所定の様式により報告書を提出する必要がある点、ご注意ください（報告対象となる取引や報告の手続や様式等については、日本銀行のウェブサイト上の情報も参照のこと。）。
附則 この規則は、20●●年●月●日から施行する。	附則 このガイドラインは、20●●年●月●日から施行する。